### 子ども・保護者など

学校・教育委員会 直 に相談したが 解決しない場合等 接 相 相 談 談

専門職等による調査・支援

問題解決に 向けた支援

## 【小中学校】

学校いじめ対策組織の体制強化 (いじめの未然防止・早期発見・事案対処)

把握した全ての事案について \_-認知の有無にかかわらず報告

指導助言· 教育的支援等

# いじめ対策チーム

【市長部局】 いじめ防止対策推進部 いじめ防止対策推進課

- ◆部長,課長,課長補佐,行政職員(福祉職経験者等)
- ◆専門職の配置
  - ○弁護士1人 ○心理士2人
  - ○いじめ対策支援員4人(スクールソーシャルワーカー)
- ●いじめ・不登校の相談対応(相談アプリ等)
- ●被害児童等への聴取
- ●被害児童等の支援
- ●学校の巡回相談支援
- ●当事者間の調整
- ●弁護士による助言
- ●問題解決後の確認等

向問 け題

た支援に

いじめ問題の解決に 向けた連携強化

- ・いじめ相談への対応
- ・いじめ事案の情報共有、 対応の協議
- ・いじめ事案の解決に 向けた調整
- 一部、教育委員会職員が 市長部局を併任

#### 【教育委員会】

学校教育部 いじめ対策担当

- ◆担当次長, 指導主事
- ◆いじめ対策コーディネーター2人の配置 (いじめ対策の知識・経験を有する教員経験者)
- ●いじめ対応に係る学校への指導助言
- ●いじめに関する研修会の講師
- ●いじめ対処支援プランの策定支援
- ●いじめ防止基本方針等の作成、点検
- ●いじめに係る附属機関の運営等

◎問題解決が図られない場合、市長が学校等の関係者に対し是正勧告(いじめ防止条例(仮称)制定による)